

(第1面)

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書

令和7年 2月3日

香川県知事 殿



協議者 住 所 香川県高松市末広町7番地21
氏 名 株式会社セキゼン
代表取締役 岩崎一雄
電話番号 087-881-3606

循環利用計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和7年1月7日 6循環第 209619 号	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
循環利用計画の変更の内容	循環的な利用の目的	資源として再生利用	同左
	循環的な利用の方法	再生利用	再生利用
	循環的な利用の概要	当社で選別処分した金属くずは鉄鋼原料として売却、破碎処分した廃プラスチック類(セルシート)は精錬会社へ売却、ガラスは再生路盤材の原料として利用する	同左
	事業場の所在地	株式会社セキゼン 香川県高松市香西本町742番8	同左
	規則第6条第2項に規定する協議の適用の有無	有・ 無	有・ 無
	県外産業廃棄物	一般的な名称	太陽光パネル
		種 類	同左
		性 状	同左
		1年当たりの最大取扱量	120 t / 年 → 126 t / 年
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	①富士スレート株式会社 代表取締役 馬淵祐三 ②エフビットコミュニケーションズ株式会社 代表取締役 吉本幸男 ③住友林業ホームテック株式会社 支店長 宮本直季 ④株式会社サニックス 代表取締役 宗政寛 ⑤日之出商事株式会社 代表取締役 坪内博教 ⑥株式会社四電工徳島支店 ⑦株式会社サニックスエンジニアリング ⑧土佐ガス株式会社

	住所又は所在地		①徳島県板野郡北島町太郎八須字新開 1 番地 32 ②京都府京都市南区東九条室町 23 番地 ③香川県高松市田町 11-5 セントラル高松ビル 5 階 ④福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 1 番 23 号 ⑤高知県高知市朝倉東町 51-28 ⑥徳島県徳島市中前川町 5 丁目 1-115 ⑦福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 1 番 23 号	①徳島県板野郡北島町太郎八須字新開 1 番地 32 ②京都府京都市南区東九条室町 23 番地 ③香川県高松市田町 11-5 セントラル高松ビル 5 階 ④福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 1 番 23 号 ⑤高知県高知市朝倉東町 51-28 ⑥徳島県徳島市中前川町 5 丁目 1-115 ⑦福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 1 番 23 号 ⑧高知県高知市葛島 2 丁目 3 番 75 号
	排出事業場	名 称	①徳島県内の各建設現場 ②高知県内の各太陽光発電所、広島県内の各太陽光発電所、兵庫県内の各太陽光発電所 岡山県内の各太陽光発電所 ③徳島県内の各建設現場 ④徳島県内の各太陽光発電所 ⑤高知県内の各建設現場 ⑥徳島県内の工事現場 ⑦徳島県内の各太陽光発電所	①徳島県内の各建設現場 ②高知県内の各太陽光発電所、広島県内の各太陽光発電所、兵庫県内の各太陽光発電所 岡山県内の各太陽光発電所 ③徳島県内の各建設現場 ④徳島県内の各太陽光発電所 ⑤高知県内の各建設現場 ⑥徳島県内の工事現場 ⑦徳島県内の各太陽光発電所 ⑧高知県内の各建設現場
		所 在 地	①徳島県内の各建設現場 ②高知県内の各太陽光発電所、広島県内の各太陽光発電所、兵庫県内の各太陽光発電所 岡山県内の各太陽光発電所 ③徳島県内の各建設現場 ④徳島県内の各太陽光発電所 ⑤高知県内の各建設現場 ⑥徳島県内の工事現場 ⑦徳島県内の各太陽光発電所	①徳島県内の各建設現場 ②高知県内の各太陽光発電所、広島県内の各太陽光発電所、兵庫県内の各太陽光発電所 岡山県内の各太陽光発電所 ③徳島県内の各建設現場 ④徳島県内の各太陽光発電所 ⑤高知県内の各建設現場 ⑥徳島県内の工事現場 ⑦徳島県内の各太陽光発電所 ⑧高知県内の各建設現場

(第2面)

変 更 事 項			変 更 前	変 更 後
循環利用計画の変更の内容	循環利用施設の設置に関する計画	施設の種類及び設置場所	破碎施設 1 基、選別施設 1 基 香川県高松市香西本町 742 番 8	同左
		施 設 の 処 理 能 力	破碎施設 4 t/日 (0.5 t/時*8 時間) 選別施設 8 t/日 (1 t/時*8 時間)	同左
		施設の位置、処理方式、構造及び設備	施設の位置：施設の配置図参照 処理方法：中間処理（選別、破碎） 構造及び設備：2 基構成、金属を選別後、破碎機にてガラスと廃プラスチック類を分離する（チヨダマシナリー製）	同左
		循環的な利用に伴い生ずる排ガス及び排水	量 排ガス、排水は発生しません	同左
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	該当なし	同左
		設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	該当なし	同左
		その他循環利用施設の構造等に関する事項	該当なし	同左
	循環利用施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	該当なし	同左
		排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	該当なし	同左
		その他循環利用施設の維持管理に関する事項	別紙のとおり	同左
		放射性物質及びこれによって汚染された物の処理	有 ・ 無	有 ・ 無
	県内で生じた廃棄物の循環的な利用の見込み（その種類、性状及び 1 年当たりの最大取扱量を記載すること。）		ガラスくず 146 t/年 金属 48 t/年 廃プラスチック類 6 t/年	同左

(第3面)

変 更 事 項			変 更 前	変 更 後	
循環利用計画の変更の内容	再使用又は再生利用の場合	再 生 品	種 類	①金属 ②廃プラスチック類	同左
			性 状	①固形状 ②固形状	同左
			1年当たりの最大製造量	① 240 t/年 ② 30 t/年	同左
		再生品の性状に適合する日本工業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容		①金属製品②金属、路盤材	同左
		再生品の利用又は取引の見込み		①は金属業者へ売却 ②は精錬業者へ売却	同左
	循環的な利用に伴い生ずる廃棄物	一般的な名称		ガラス	同左
		種 類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	同左	
		性 状	固形状	同左	
		1年当たりの最大発生量	730 t /年	同左	
		処 分 方 法	姫路環境開発(株) (破碎) (株)富士クリーン (選別) 処理業者にて再生路盤材として売却	同左	
	県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合にあっては、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴			2022年3月から県内の太陽光パネルの選別、破碎処理を開始	
	変 更 予 定 年 月 日			協議結果通知書の交付日から	
変 更 の 理 由			排出事業者の追加		
規則第6条第2項に規定する協議の適用が有る場合					
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域					
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由					
参 考 事 項					

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、第1面及び第3面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。